

副官ヨリ 北支方面軍經由

第百八師團參謀長

宛通牒案

「陸支普」

九月十九日附谷經計第九一號ハ別紙ノ通認可セラル

陸支普第四七五號

昭和三年十二月九

訓
報
文
書
第
百
八
師
團
參
謀
長
宛
通
牒
案

1980

臨時軍事費使用認可額 (九〇月十九日 台組計第九一聯分)		陸軍	
第百八師團 摘要		金額	摘要
臨時軍事費	九三〇、八〇〇〇〇		
人件費	下五、七〇〇〇〇		
旅費	九四五〇〇〇		
備給	五下三、五〇〇〇		
物件費	八下五、一七〇〇〇		
需品費	一九八、五〇〇〇		
郵便電信費	四二〇〇〇		
糧秣費	四下八、〇〇〇〇		
被服費	五〇〇〇〇		
兵器費	五二、五〇〇		
馬正費	五、〇〇〇		

谷經計第九十一號

臨時軍事費所要額、件申請

昭和十三年九月十九日

第百八師團長 谷口元治郎

陸軍大臣 板垣征四郎殿

昭和十三年 自十月 至十二月 臨時軍事費別紙、通り所要ニ付認可
相成度申請ス

追而左記經費ハ陸支普第九五。號第一七三依リ申請省略ス

左記

- (一) 俸給
- (二) 旅費ノ中
- (三) 赴任歸郷旅費
- (四) 諸手當
- (五) 戰病死者ノ埋葬料

別紙
常課ニ保管ス
12月13日
主計課

支那駐屯
13.9.23
陸軍省

支那駐屯
13.9.23
陸軍省

陸軍省
13.10.1
主計課